

指定給水装置工事事業者 指定事項の変更等について

【提出書類一覧】

1. 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第10号)

※変更する内容を記載してください。変更する内容によって、以下の書類も必要となります。

〔給水装置工事主任技術者変更の場合〕

2. 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3号)

〔添付書類〕

- (1) 「給水装置工事主任技術者免状の写し」(厚生労働大臣交付)又は「給水装置工事主任技術者証の写し」(財)給水工事技術振興財団発行の顔写真入りカード式の物)

〔代表者変更の場合〕

3. 「誓約書」(様式第2号)

〔添付書類〕

- (1) 「代表者の住民票」(個人の場合)
- (2) 「登記簿の履歴事項全部証明書の写し」(法人の場合)
- (3) 「旧事業者証」※回収して新期交付します。

〔事業所の変更の場合〕

4. 変更内容が確認できるもの

〔添付書類〕

- (1) 「写真」店舗・事務所
- (2) 「店舗の位置図」住宅地図等
- (3) 「定款の写し」(法人の場合)
- (4) 「登記簿の履歴事項全部証明書の写し」(法人の場合)
- (5) 「旧事業者証」※住所・名称等記載内容を変更した場合は、回収して新期交付します。

【廃止・休止・開始の提出書類】

「指定給水装置工事事業者廃止・休止・開始届出書」(様式第11号)

※廃止の場合は、指定給水装置工事事業者証を返却してください。